

都立野川公園 緑の愛護ボランティアの会 募集説明会のお知らせ

野川公園では、園内にある自然観察園で、武蔵野の自然回復を目的として、雑木林や野草の手入れ、生き物のすみやすい環境づくりなどを行う「緑の愛護ボランティアの会」が活動しています。四季折々の自然を感じながら、一緒に活動してみませんか。

○ボランティア募集説明会

- 日時 令和4年3月5日(土)～13日(日)の内、ご希望の日程と、①午前(10時～12時)②午後(13時～15時)のどちらか希望のお時間をお知らせください。(3月7日(月)は休館日)
- 場所 野川公園サービスセンター
- 申込方法 野川公園サービスセンター窓口または電話でお申込み下さい。締切:令和4年2月5日(土)9時より、令和4年3月3日(木)17時まで。
- ★交通 西武多摩川線「新小金井駅」または「多磨駅」下車徒歩20分、京王線調布駅から京王バス(武蔵小金井南口行き)「二枚橋」または「野川公園一之橋」下車徒歩5分

※新型コロナウイルスの感染状況などにより、説明会等の実施が変更となる可能性があります。その場合は、改めてホームページなどでお知らせいたします。



令和元年8月活動時の様子

問い合わせ

野川公園サービスセンター
TEL: 0422-31-6457
HP: <https://musashinoparks.com/app/events/view/1681>



特別 特集

都市づくりの第一歩！ ～東京都の用地取得～

公共事業用地の取得は、災害から都民の生命、財産を守り、日々の暮らしを支える都市インフラ整備の出発点です。

東京都は、将来を見据え計画的に道路や河川、公園の整備を進めていくため、関係者の皆様の御理解と御協力を得ながら、事業用地の取得に取り組んでいます。



西東京3・4・9号保谷東村山線

道路は、都市の骨格を形成し、都民の日常生活及び都市活動を支える重要な都市基盤です。事業の重要度、緊急度、事業効果を十分に考慮して、必要な用地を取得しています。

地域交通の円滑化や、安全性・防災性の向上につながります。

河川事業は、水害等の危険から都民の生命と暮らしを守るとともに、良好な河川環境と都市環境を形成することを目的として施行されています。

河川事業においては、下流から工事を施工する必要があるため、順次下流から必要な用地を取得しています。

豪雨時には巨大な地下調節池に水を貯留し、都民のいのちと財産を守ります。



神田川・環状七号線地下調節池内トンネル



水元公園

良好な自然環境を保全するだけでなく、都民のレクリエーションの場を提供するとともに、災害に強いまちづくりを実現するうえで欠かすことのできない公園・緑地の整備に必要な用地を取得しています。

子どもたちの遊び場や、大人の憩いの場が広がります。

用地取得は、公正公平な基準に基づく補償により、権利者の方から任意に土地をお譲りいただくことを原則としています。

土地の取得価格や物件の補償額について説明した上で、権利者の方それぞれ個別に金額を提示し、協議が整ったら、契約を締結します。

その後、土地売買代金と補償金をお支払いして、土地を引き渡しいただくという流れとなっています。

協議

契約

土地の引渡し



土地建物等について争いがある、補償金等に合意が得られない等、協議が整わないときは、土地収用法に定める手続によって、土地を取得させていただく場合もあります。

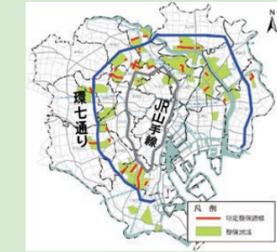
木造住宅密集地域を改善する、命を守るみち

～特定整備路線の整備推進～

現状

東京には、JR山手線の外側から環七通り沿いに木造住宅密集地域(木密地域)が広範囲に分布しており、次のような課題を抱えています。

- ・老朽化した木造住宅が多いことなどから、地震火災など大きな被害が想定されています。
- ・狭あい道路や行き止まり道路が多いことなどから、消防活動等に支障をきたすおそれがあります。



震災時に特に甚大な被害が想定される木密地域(整備地域 約6,500ha(緑色箇所))



木造住宅密集地域の現状

対策

- ・都は、首都直下地震の切迫性などを踏まえ、木密地域における都民の生命と財産を守るため、木密地域を燃え広がらない・燃えないまちへと造り変えています。
- ・燃え広がらないまちを実現する**特定整備路線は、市街地の延焼を遮断**するとともに、**避難路や緊急車両の通路**ともなる重要な道路であり、2025年度全線整備(全28区間、約25km)に向け、整備を進めています。

- ・令和3年3月には、特定整備路線として初めて補助第136号線(関原・梅田)が交通開放しました。
- ・令和3年11月末現在、民間事業者のノウハウを活用した相談窓口を全21箇所設置(累計相談件数:約30,000件)するなど、関係権利者の生活再建をきめ細かく支援しながら用地取得を進めています。また、用地が確保できた箇所から順次、工事を実施しており、令和3年12月末現在23区間で着手し、令和3年度末の全28区間で着手を目指しています。



相談窓口外観



相談スペース



特定整備路線として初めて交通開放

特定整備路線の整備状況(補助第136号線(足立区梅田))

問い合わせ先: 道路建設部街路課 TEL: 03-5320-5346 用地部用地課 TEL: 03-5320-5214

建設局クイズ 特殊車両に該当する車両はどれでしょう?

問題

車両が都道を通行するにあたり、事前に許可が必要となる場合は以下のどれでしょうか?

- ①車両幅が2.5mを超える場合
- ②車両長さが12.0mを超える場合
- ③車両高さが3.8mを超える場合
- ④車両重量が20.0tを超える場合



正解

正解は、上記の全ての場合で必要になります。道路法並びに車両制限令では、道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を定めており、問題の選択肢はその一部です。都道に限らず、道路法上の道路の走行にあたって、定められた最高限度を1つでも超える場合は、事前に通行許可を得る手続きが必要になります。

東京都建設局

ツイッター・フェイスブックもご覧ください

- 編集発行者/東京都建設局総務部総務課広報担当 ●発行/令和4年2月
- 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 TEL (03)5320-5212
- 登録番号3(49) ●印刷/光栄印刷(株) ●制作協力/パール商事(株)

ホームページ <https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/>
建設局 ツイッター @tocho_kensetsu
フェイスブック <https://www.facebook.com/kensetsu.metro.tokyo.jp>



建設局HP QRコード

ツイッター QRコード

フェイスブック QRコード



リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

100% 古紙配合率100%の再生紙を使用しています

問い合わせ先: 建設局 用地部 管理課 TEL: 03-5320-5252